

○国立大学法人横浜国立大学公益通報者の保護に関する規則施行細則

(平成 18 年 4 月 13 日規則第 78 号)

改正 平成 21 年 12 月 18 日規則第 97 号 平成 22 年 3 月 31 日規則第 60 号  
平成 22 年 6 月 30 日規則第 79 号 平成 24 年 3 月 30 日規則第 99 号  
平成 25 年 3 月 28 日規則第 52 号 平成 28 年 3 月 30 日規則第 38 号  
平成 29 年 3 月 30 日規則第 69 号 平成 30 年 3 月 29 日規則第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人横浜国立大学公益通報者の保護に関する規則(以下「規則」という。)第 17 条の規定に基づき、規則の施行にあたり必要な事項を定めるものとする。

(通報窓口)

第 2 条 規則第 4 条第 1 項に規定する公益通報を受け付ける窓口は、総務企画部総務企画課法規文書係とする。

(相談窓口)

第 3 条 規則第 4 条第 2 項に規定する相談窓口は、次のとおりとする。

- (1) 総務企画部総務企画課法規文書係及び人事・労務課任用係
- (2) 財務部財務課総務・照査係
- (3) 学務部学生支援課学務総務係
- (4) 施設部施設企画課総務・契約係
- (5) 研究・学術情報部研究推進課研究総務係

(公益通報の様式等)

第 4 条 教職員等が書面により公益通報をしようとする場合は、別紙様式に必要事項を記入のうえ、第 2 条に規定する通報窓口へ提出するものとする。

2 教職員等が公益通報をしようとする場合は、原則として実名によるものとする。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 13 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 18 日規則第 97 号)

この細則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 60 号)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 30 日規則第 79 号)

この細則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第99号)  
この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第52号)  
この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第38号)  
この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規則第69号)  
この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第47号)  
この細則は、平成30年4月1日から施行する。

別紙様式

[別紙参照]